

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(建築等)

[記入方法]該当する項目「・」に○、×を記入する。(※施工プロ)とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
1. 施工体制	I. 施工体制一般	●評価対象項目 ・ 契約締結日から起算して7日以内に、工程表が提出された。(※施工プロ) ・ コリンズ(CORINS)への登録申請(請負金額500万円以上)は、事前に監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内に行われている。(※施工プロ) ・ 「建設業許可票」の標識を公衆の見やすい場所に掲示し、監理技術者名等を正しく記載している。(※施工プロ) ・ 「労災保険関係成立表」の標識を正しく記載し、かつ現場の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ) ・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい場所に掲示すると共に、証紙の配布を受払簿により適切に管理し、「掛金収納書」を提出した。(※施工プロ) ・ 「作業主任一覧表」を現場の見やすい場所に掲示している。 ・ 施工体制台帳・施工体系図が整備され、施工体系図が現場及び公衆の見やすい場所に掲げられ、現場と一致している。(※施工プロ) ・ 作業分担と責任の範囲が、下請業者を含め施工体系図もしくは施工計画書に明確に記載されている。(※施工プロ) ・ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ・ 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ・ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ・ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整えている。 ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 その他				・ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば…………… d ・ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば…………… e
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…………… b 評価値が60%以上～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。				●評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価数するもの…○評価できないもの…× ④評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数()
						評価

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(建築等)

[記入方法]該当する項目「・」に○、×を記入する。(※施工プロ)とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
		●評価対象項目 - 現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)、施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっている。(※施工プロ) - 現場代理人として、監督員との連絡調整を書面等で行っている。(※施工プロ) - 現場代理人は、受注者が委任した事項について適切に処理をしている。(約款第11条第2項) - 作業に必要な専門技術者や作業主任者を選任し、配置している。(※施工プロ) - 技術者としての要件を資格者証等により確認した。(※施工プロ) - 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。(※施工プロ) - 契約書・設計図書・指針等をよく理解し、現場に反映して工事を行っている。 - 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 - 施工上の課題となる条件(作業環境・気象・地質等)への対応を図っている。 - 異常時・緊急時の対応、情報伝達、組織等が確立され、連絡先一覧表を現場の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指導事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 その他				- 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば…………… d - 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば…………… e
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…………… b 評価値が60%以上～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。				●評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価数するもの…○評価できないもの…× ④評価値 ()% = 該当項目数()／ 評価対象項目数()
						評価

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(建築等)

[記入方法]該当する項目「・」に○、×を記入する。(※施工プロ)とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
2. 施工状況	I. 施工管理	●評価対象項目 ・ 契約締結日から起算して7日以内に、工事に着手した。(※施工プロ) ・ 約款第18条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行い、現場と相違があった場合、その事実が確認できる資料を書面等で提出した。(※施工プロ) ・ 施工に先立ち、「施工計画書」を監督員に提出した。(変更を含む)(※施工プロ) ・ 「施工計画書」の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。(※施工プロ) ・ 「施工計画書」の記載内容と現場施工方法、施工体制等が一致している。(※施工プロ) ・ 使用する建築資材・設備機材の調達計画の計画及び搬入後の管理が適切である。 ・ 日常の出来形管理・品質管理が適時・的確に行われていることが書面等で確認できる。(※施工プロ) ・ 自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了していることが書面等で確認できる。(※施工プロ) ・ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。(※施工プロ) (該当項目数:請負金額2千万円未満 3以上、1億円未満 4以上、3億円未満 6以上、3億円以上 9以上) ・ 段階確認及び立会いの手続きが書面等で事前に行われ、段階確認等が適切な時期に行われている。(※施工プロ) ・ 工事記録写真・工事打合せ簿等が適時・的確に整理されている。 ・ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切に行われている。(※施工プロ) ・ 指定建設機械(排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械)を使用している。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他 ●判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…………… b 評価値が60%以上～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。				・ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば…………… d ・ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば…………… e
		●評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価数するもの…○評価できないもの…× ④評価値 ()% = 該当項目数()／ 評価対象項目数()				評価

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(建築等)

[記入方法]該当する項目「・」に○、×を記入する。(※施工プロ)とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
	II. 工程管理	●評価対象項目 ・ 工程のフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。(※施工プロ) ・ 現場条件の変更への対応が早く、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ) ・ 近隣住民等との調整を行い、円滑な工事進捗を行っている。(※施工プロ) ・ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ・ 官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に書面等で提出している。(※施工プロ) ・ 施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行うなど、週休2日に取り組む姿勢が見られるとともに、 ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指導事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指導事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他				・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば…………… d ・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば…………… e
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…………… b 評価値が60%以上～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。				●評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価数するもの…○評価できないもの…× ④評価値 ()% = 該当項目数()／ 評価対象項目数()
						評価

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(建築等)

[記入方法]該当する項目「・」に○、×を記入する。(※施工プロ)とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	●評価対象項目 - 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(※施工プロ) - 安全教育・訓練等を月当たり半日以上適時、的確に実施し記録が整備されている。(※施工プロ) - 安全パトロール、安全ミーティング(KY)等を実施し記録が整備されている。(※施工プロ) - 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。(※施工プロ) - 災害防止協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。(※施工プロ) - 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 - 使用機械・車両及び工具等の点検整備等が管理され、記録が整備されている。(※施工プロ) - 過積載防止に十分取り組んでいる記録がある。(※施工プロ) - 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録が整備されている。(※施工プロ) - 仮設工(山留め・仮締切・足場・支保工等)について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施された記録がある。(※施工プロ) - 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 - 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ) - 各種安全パトロールで指導を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示した記録がある。(※施工プロ) 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 - その他 ●判断基準 評価値が90%以上..... a 評価値が80%以上～90%未満..... b 評価値が60%以上～80%未満..... c 評価値が60%未満..... d ※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ●評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価数するもの・・・○評価できないもの・・・× ④評価値 ()% = 該当項目数()／ 評価対象項目数()				・ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば..... d ・ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば..... e
						評価

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(建築等)

[記入方法]該当する項目「・」に○、×を記入する。(※施工プロ)とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった
	IV. 対外関係	●評価対象項目 ・ 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行った記録がある。(※施工プロ) ・ 工事施工にあたり地域住民等との適切な折衝及び調整を行った記録がある。(※施工プロ) ・ 工事の目的及び内容を工事看板等により地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ・ 第三者からの苦情がない。(※施工プロ) ・ 地域住民等からの苦情等に対して的確な対応を行い、以後のトラブルがない。(※施工プロ) ・ 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。又は指摘事項に対する改善が速やかに実施された。 ・ その他 ●評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価数するもの・・・○評価できないもの・・・× ④評価値 ()% = 該当項目数()／ 評価対象項目数()				・ 対外関係に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば…………… d ・ 対外関係に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。 上記該当であれば…………… e
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…………… b 評価値が60%以上～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。				評価

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(建築等)

[記入方法]該当する項目「・」に○、×を記入する。(※施工プロ)とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	I . 出来形	●評価対象項目 ・ 承認図等が、設計図書を満足している。 ・ 施工図等が、設計図書を満足している。 ・ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ・ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ・ 出来形の管理記録が適切に整理されており、結果が良好である。 ・ 出来形の管理方法を工夫している。 ・ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ・ 工事写真が、工事写真の管理基準に基づいて撮影され、判りやすく整理されている。 ・ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ・ その他				・ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当であれば…………… d ・ 工事請負契約約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当であれば…………… e
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…………… b 評価値が60%以上～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。 【出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。】				●評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価数するもの…○評価できないもの…× ④評価値 ()% = 該当項目数()／ 評価対象項目数()
						評価

考査項目・細別	評価対象項目
5.創意工夫	■準備・後片づけ関係 ☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他 理由: 詳細評価内容:
	■施工関係 ☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他 理由: 詳細評価内容:
	■品質関係 ☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他 理由: 詳細評価内容:

考査項目・細別	評価対象項目	
5.創意工夫	■安全衛生関係	☐ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他 理由：
	■施工管理関係	☐ 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ 施工合理化技術（※6）を活用した施工管理の工夫 ☐ その他 理由：
	■その他	<新技術活用>※新技術活用は複数の技術の評価を可能とするが、加点は最大3点とする。 ☐ NETIS登録技術やMade In 新潟新技術普及・活用制度等、国や地方公共団体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。
(最大 7点)	☐ <その他> ☐ 「営繕工事における週休2日適用工事実施要項」により、「完全週休2日（土日）」を達成した。 ※「完全週休2日（土日）」とは、対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (※本項目は1点の加点とする。) ☐ その他 理由：	
評点計 = 点		

※1. 評価は受注者から提出された実施状況に関する書類を活用する。

※2. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※3. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で最大7点の加点評価とする。

※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

なお、総括監督員・工事を総括する技術職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※5. レ点付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった内容を詳細評価内容に記載する。

※6. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※7. 考査項目「創意工夫」の「**■準備・後片づけ関係**」から「**■安全衛生関係**」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術やMade in 新潟新技術普及・活用制度等である場合は「**■その他〈新技術活用〉**」の項目に追加で加点できるものとする。